参考資料-４

「阿武隈川水系河川整備委員会」に関する公開方法

１．会議の公開

（１）会議、会議資料、議事概要及び議事録は公開するものとする。ただし特段の理由があるときには、会議、会議資料、議事概要及び議事録を非公開とすることができる。

（２）前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料、議事概要及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

２．議事概要及び議事録

阿武隈川水系河川整備委員会の議事について、事務局が議事概要及び議事録を作成するものとする。

３．公開の方法

（１）会議資料、議事概要及び議事録は閲覧、インターネットでの掲載等によるものとする。

（２）閲覧場所は下記のとおりとする。

国土交通省

仙台河川国道事務所及びその出張所（仙台南部流域治水出張所、角田出張所）

福島河川国道事務所及びその出張所（郡山出張所、伏黒出張所、阿武隈川上流緊急治水対策出張所）

七ヶ宿ダム管理所

摺上川ダム管理所

三春ダム管理所

平成２３年１月１７日一部改正

令和５年４月１日一部名称変更

令和　７年６月２７日一部改正

参考資料-４

「阿武隈川水系河川整備委員会」に関する傍聴規定

１．「阿武隈川水系河川整備委員会」は公開とする。

２．会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

３．会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。

（１）傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

（２）傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。

（３）一般傍聴人の定員は、会場の状況により委員長が判断するものとする。

（４）次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
ア 危険な物を携帯している者
イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
ウ 酒気を帯びていると認められる者
エ その他委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（５）傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
ア 委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
イ 騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。
ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
エ 飲食又は喫煙をしないこと。
オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
カ その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。

（６）傍聴人は、委員会で秘密会とする議題があったときは、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。

（７）傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。

（８）委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。